

別冊 1

世界に誇る環境主都まつえ

松江市環境基本計画 2021-2025

資料編

令和 3 年 3 月

松 江 市

資料1. 前計画の振り返り	……	1
資料2. 環境をめぐる動き	……	35
資料3. 計画策定経緯	……	39

資料1. 前計画の振り返り

■前計画の概要

策 定：平成23年12月（中間改訂：平成28年3月）

計画期間：平成23年度～令和2年度（10年間）

■基本理念と施策体系（概要版パンフレットより抜粋）

基本理念とめざす環境像

松江市は、市民の環境意識が日本一高いまちをめざして「リサイクル都市日本一」を合言葉に掲げるとともに、山陰の中核都市として環境保全に向けた取り組みの模範となるようなまち「環境主都」をめざします。

この基本理念の実現のため、本計画では4つのテーマ別に、めざすべき地域の環境像を次のとおり定めます。

基本理念

めざす環境像

世界に誇る環境主都まつえ〜リサイクル都市日本一〜
※1
※2

テーマ1: 自然環境の保全・活用

自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち

「水」と「緑」を中心とした自然環境の保全・復元に努めつつ賢く活用し、国際文化観光都市として「自然と人が調和する水と緑の安らぎのまち」をめざします。



テーマ2: 循環型社会の構築

みんなが意識の高い循環型のきれいなまち

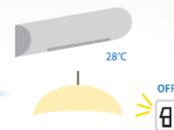
「4R運動」の推進により、「みんなが意識の高い循環型のきれいなまち」にすることをめざします。



テーマ3: 地球環境の保全

一人ひとりが地球を思いやり行動するまち

地球温暖化対策の推進と産業振興の両立を図るため、「一人ひとりが地球を思いやり行動するまち」となることをめざします。



テーマ4: 市民参加

気づき、学び、みんなが行動するまち

普及啓発活動、環境活動組織の支援などを通じて、「気づき、学び、みんなが行動するまち」をめざします。



テーマ1
自然環境の
保全・活用

基本施策と推進する取り組み

- 自然環境の保全と復元
 - 水質保全
 - 緑(森林・農地・公園)・水辺の確保
 - 生物多様性の確保
 - 環境監視・公害対策
 - 有害化学物質対策
- 自然環境の活用
 - 自然とのふれあい
 - 環境に配慮した開発・整備

重点プロジェクト

水と緑プロジェクト
～みどりでいっぱい運動～

- 市民が気軽に参加できる緑を守り育てる機会の創出
- 市民の緑化に向けた気運醸成
- 美しい水環境の保全に向けた連携促進



テーマ2
循環型社会の
構築

基本施策と推進する取り組み

- 生活環境の整備
 - 清掃活動の推進
 - ポイ捨てや不法投棄対策
- 4R運動の推進
 - ごみを減らそう運動の推進
 - ごみの分別・再使用・再生利用の推進

重点プロジェクト

ごみ減量プロジェクト
～4R運動でごみを減らそう～

- リフューズ(必要ないものは断る)
- リデュース(ごみそのものを減らす)
- リユース(繰り返し使う)
- リサイクル(再び資源として利用する)



テーマ3
地球環境の
保全

基本施策と推進する取り組み

- 低炭素社会の実現
 - 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進
 - 省エネルギーの取り組みの推進
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - 車社会への取り組みの推進
- 環境と経済の両立
 - 環境にやさしい観光地づくり
 - 環境ビジネスの振興
 - 環境にやさしい農業の推進

重点プロジェクト

省エネ推進プロジェクト
～みんなで省エネ マイナス20%～

- 全市一斉ライトダウンまつえへの取り組み
- 身近な省エネの取り組み
- 省エネ機器等の導入促進
- 二酸化炭素排出量の“見える化”



テーマ4
市民参加

基本施策と推進する取り組み

- 環境意識の高い人づくり
 - 情報提供の推進
 - 環境教育の推進
- 行動できる体制づくり
 - 活動推進組織・ネットワークづくり
 - 環境保全活動への参加意識の高揚

重点プロジェクト

環境学習推進プロジェクト
～みんなで持とう環境意識～

- 自然の魅力に気付く環境教育の推進
- 環境学習に取り組む学校の支援
- 環境教育や環境学習の場の創出



■計画の振り返り

テーマ1 自然環境の保全・活用

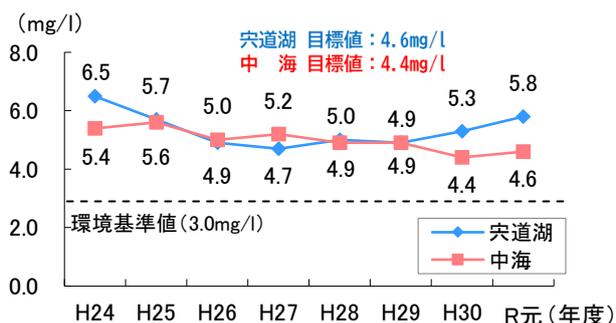
1. 自然環境の保全

(1) 水環境の保全

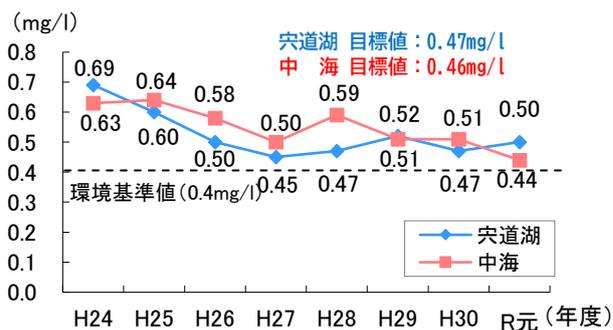
○宍道湖・中海の水質改善

- 令和元年度時点で、宍道湖・中海においては、代表的な環境基準項目であるCOD75%値¹、全窒素、全りんともに環境基準を達成していませんが、長期的には改善の傾向にあり、目標値に対しては概ね良好な水質を維持しています。
- 宍道湖では、水草の大量繁茂が問題となっており、局所的な水質悪化やシジミへの影響が懸念されます。
- 生活排水対策となる下水道事業は、平成26年度に面的整備が完了し、令和元年度の汚水処理人口普及率は97.9%となりました。

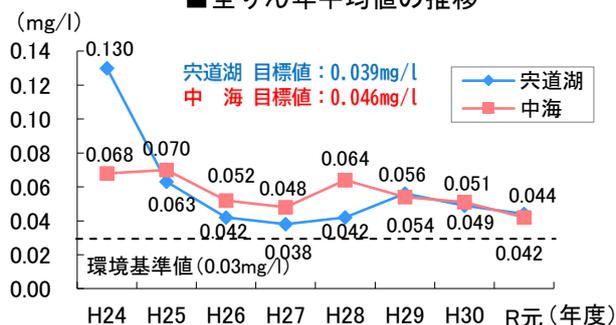
■COD75%値の推移



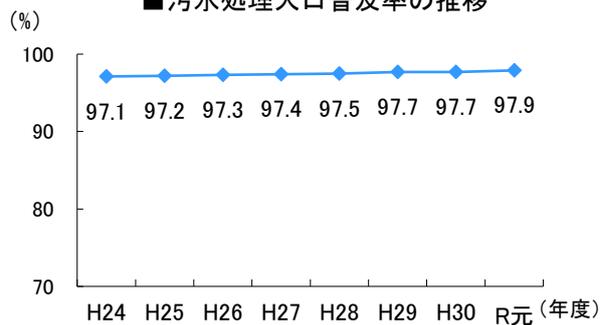
■全窒素年平均値の推移



■全りん年平均値の推移



■汚水処理人口普及率の推移



資料：島根県公共用水域及び地下水水質測定結果（COD、全窒素、全りん）
松江市上下水道局（汚水処理人口普及率）

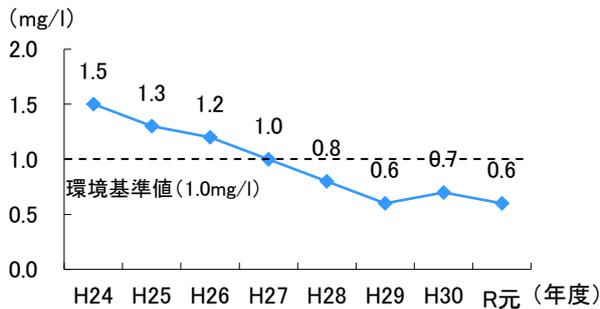
※COD75%値・全窒素年平均値・全りん年平均値の目標値は、
宍道湖に係る湖沼水質保全計画(第7期)、中海に係る湖沼
水質保全計画(第7期)による。

¹ 薬品（過マンガン酸カリウム等）を用いて水中の有機物を酸化させた際に使われた酸素量のことで、海や湖等の汚れを調べる指標として用いられる。

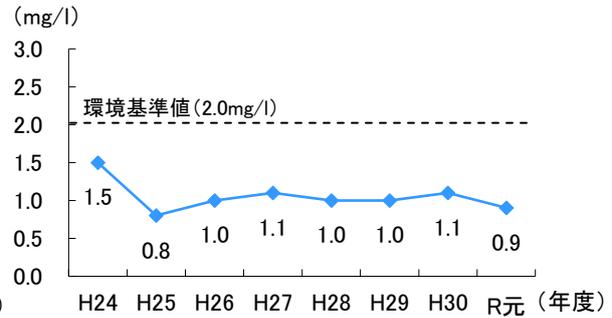
○河川の水質改善

- 主要な河川のうち、朝酌川・山居川・馬橋川・忌部川（上流、下流）の4河川では河川類型指定がされ、環境基準が設定されています。水質は、令和元年度には全ての環境基準が設定されている地点で、河川の代表的な汚濁指標であるBOD75%値²は環境基準を達成しています。

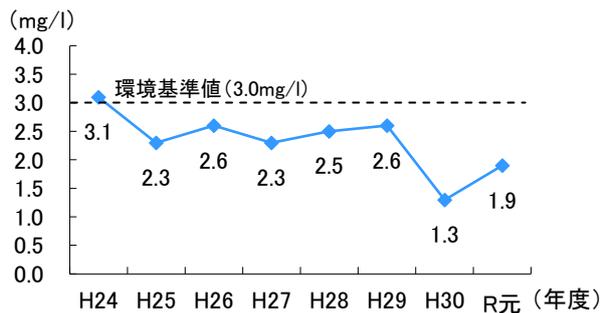
■忌部川上流BOD75%値の推移
(千本貯水池取水口)



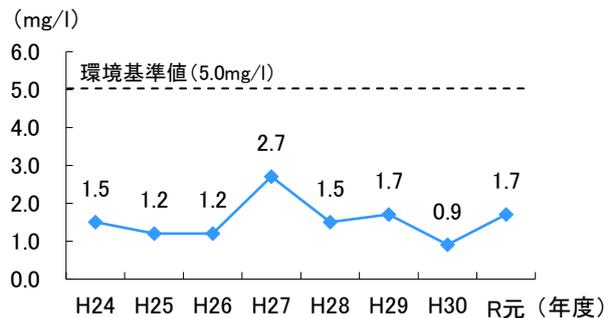
■忌部川下流BOD75%値の推移
(半原橋地点)



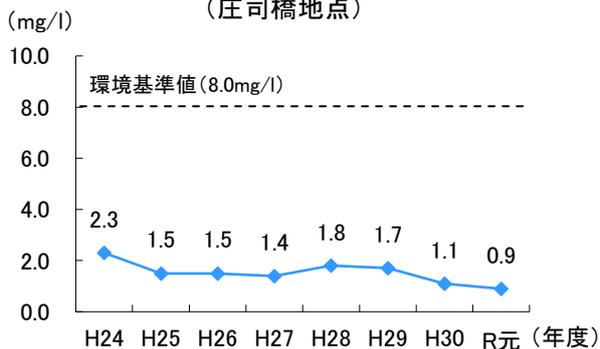
■朝酌川BOD75%値の推移
(ガラガラ橋地点)



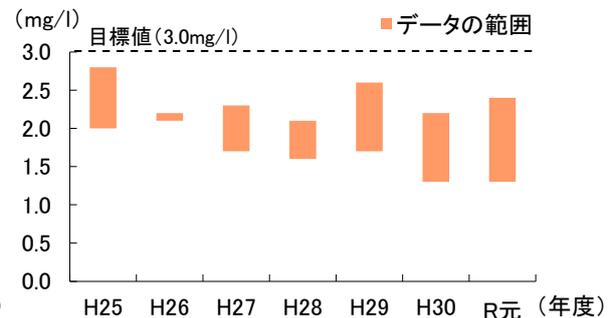
■馬橋川BOD75%値の推移
(馬橋地点)



■山居川BOD75%値の推移
(庄司橋地点)



■松江堀川³BOD75%値の推移



資料：松江市水質測定結果

² 微生物が有機物を分解するために使った酸素量のこと、河川等の汚れを調べる指標として用いられる。

³ 松江堀川は、松江城内堀・外堀として10河川（北田川、北堀川、京橋川、四十間堀川、城山西堀川、上迫子川、城山内堀川、米子川、田町川、向島川）から構成されている。環境基準は設定されていないが、7地点（北堀橋、新橋、松原橋、筋違橋、新栄橋、東橋、亀田橋）で水質調査を行っている。グラフは、各地点のBOD75%値の分布範囲を示している。水質目標（BOD75%値）は、「斐伊川水系 松江堀川水環境改善緊急行動計画（清流ルネサンス21）」による。

○水環境の保全や活用

- 市民アンケートによると、後世に残したい自然環境として、宍道湖・嫁ヶ島をはじめとした「自然の豊かさ」を挙げる人が94.2%を占めました。
- 宍道湖、中海、松江堀川においては、関係機関が連携して水環境の保全や活用にむけた取組が行われています。
- 「宍道湖水環境改善協議会」「中海会議」「中海自然再生協議会」「『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会」など多くの組織が活動しています。活動の内容は、水環境改善の意識啓発、水質改善策の評価・検討、自然環境や資源循環の再構築など多岐にわたっています。
- 松江堀川では、平成8年度に宍道湖からの湖水の通年導水を開始し、水質は大幅に改善されました。一方で、松江城周辺の松江堀川は遊覧船の運行ルートであり、本市の代表的な観光資源でもあることから、浮遊物の除去や見映えの向上といった景観面の改善対策に引き続き取り組む必要があります。

■宍道湖岸・エビ採り体験



資料：宍道湖水環境改善協議会

■生き物調査・水質調査（城山内堀川）



資料：島根県ホームページ

(2) 緑の保全

○「緑の豊かさ」への満足度

- 市民アンケートによると、住まい周辺の環境について「緑の豊かさ」の満足度が高く、「緑（森林・農地・公園）・水辺の確保」の環境政策への満足度も比較的高い結果となりました。

○田畑や里山の減少・荒廃問題

- 市街地化の進展や農林業者の高齢化・後継者不足により、田畑・里山の減少・荒廃が進んでいます。

○都市公園面積の確保

- 平成30年度末における本市の一人当たり都市公園面積は12.5㎡で、全国の10.6㎡を上回っていますが、島根県全体の20.5㎡より低い状況です。
- 都市公園の数は、153カ所（令和元年度末時点）を数え、都市全体の都市公園のストックとしては、その量的な目標をほぼ達成したと考えられます。
- 設置から長期間が経過し施設の老朽化が進む公園も多く、そのような公園に対し

ては、公園の維持管理、更新に関して、地域のニーズも踏まえて検討する必要があります。

○緑化スペースの確保

- 市街地には緑化スペースが少ない一方、市街地周辺には豊富な緑が存在しますが、具体的な有効活用はできていません。
- 市街地の住宅密集地においては公園が少ないうえに、民有地の緑は中庭・裏庭的なものが多く表通りから目につきにくいいため、緑が少なく感じられます。

○森林保全の推進

- 森林の持つ多面的機能の確保を目的として、竹林の侵入や松枯れにより荒廃している島根半島部の森林を対象とした、「緑の森再生事業」に取り組んでいます。これまでに40.38ha、107,050本の植林を行ってきました。
- また、新たな取組として企業などが森林保全活動に参加する環境を整備することを目的として、平成27年度から本市と森林組合が連携して森林所有者と企業の架け橋となり、企業の要望に合ったフィールドの紹介、森づくり活動の支援等を行う「松江の森づくり事業」に取り組んでいます。

■ 松江市みどりの基本計画『4つの重点的な取組』（2020-2029）

■ 4つの重点的な取組み（優先して施策を推進） ※ **目標** 令和元（2019）年度 ⇒ 令和11（2029）年度

<p>① 都市公園等の公園機能の見直しと再編</p> <p>市民にとってより使い勝手の良い公園、行きたくなる公園となるよう、公園緑地の機能を引き出すことにより、公園の「質」の向上を図ります。</p> <p>目標 みどりの満足度（市民アンケート調査）33.1% ⇒ 現状以上 身近な公園の満足度（市民アンケート調査）12.8% ⇒ 現状以上</p>	<p>② 公園の維持管理</p> <p>広報等による公園愛護団体の活動紹介をはじめ広く参加・協力の呼びかけを行い、人材不足の解消を図るなど、公園愛護団体への活動支援を行い、公園の維持管理体制の強化を図ります。</p> <p>目標 公園愛護活動数 157公園 ⇒ 180公園</p>
<p>③ 地域住民等による公園活性化の仕組みづくり</p> <p>地域住民や自治会、企業、公園愛護団体、行政等の多様な主体の参画により、身近な公園の維持管理や地域の賑わい創出、公園利用のローカルルールづくりなど、公園の利便性の向上について話し合う、公園協議会の設置に向け、その仕組みづくりを推進します。</p> <p>目標 公園協議会を設置している公園数 0公園 ⇒ 20公園</p>	<p>④ 民間活力を導入した公園の利活用</p> <p>民間のノウハウを活かし、都市公園のストック効果を高めることにより、公園の魅力の向上と効率的・効果的な公園の整備や維持管理を行うための手法として、民間活力の導入に向けた検討を進めます。</p> <p>目標 民間活力の導入 9件 ⇒ 14件</p>

資料：松江市みどりの基本計画（2020-2029）概要版

(3) 生物多様性の確保

○宍道湖・中海の生態系の保全

- 宍道湖・中海は有数の汽水湖として多様な生態系を育んでいます。
- 宍道湖・中海にはマガンやコハクチョウ、カモ（キンクロハジロ、ホシハジロ）をはじめとする数多くの鳥類が飛来しています。
- 宍道湖・中海はラムサール条約湿地に登録されており、「保全・再生」「交流・学習」「賢明な利用」に向けた様々な取組が展開されています。

○森里川海の保全

- 中海周辺・宍道湖周辺・星上山の照葉樹林帯は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に、島根半島沿岸東部は、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定されています。

○外来動植物対策

- 特定外来生物のヌートリアの積極的な駆除を行っています。
- 緊急対策外来種のアカミミガメが市内随所で確認されており、防除に向けた取組が必要です。
- 人為的に持ち込まれ不用意に遺棄されたと思われる外来種の動物が、宍道湖流入河川で捕獲されたことがあります。

■ 斐伊川水系 生態系について

斐伊川水系では、

- ①ハクチョウ類 ②ガン類 ……毎年冬に大群が飛来する
- ③ツル類 ④コウノトリ ……散発的な飛来が年により確認される
- ⑤トキ ……かつて生息しており、現在分散飼育が進められている



斐伊川水系は国内で唯一、これら“5つの大型水鳥類が安定的に生息するポテンシャル”を備えている。
これらの大型水鳥類が安定して生息できる環境づくりを進め、国際的・全国的なアピールを図る。

国際的に重要なラムサール条約登録湿地である宍道湖・中海を中核とし、
大型水鳥類を指標とした自然環境の保全・再生と、地域経済の活性化が両立した
『斐伊川水系・生態系ネットワーク』の形成を目指す

資料：『生態系ネットワークの概要と取組経緯について』

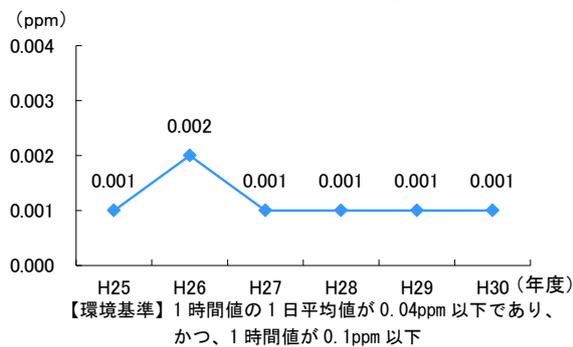
斐伊川水系 生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会
地域づくり部会

(4) 環境監視・公害対策

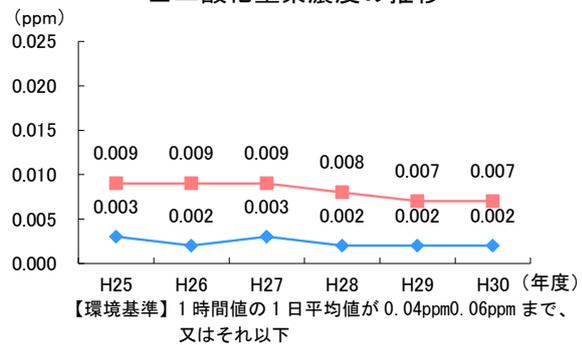
○本市の公害事情

- 「大気汚染防止法」に基づき、大気汚染物質の常時監視を国設松江大気環境測定所及び西津田自動車排出ガス測定局の市内2か所において行っています。
- 監視対象である6物質の内、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)は、環境基準を達成しないことがあるものの、経年的にはほぼ横ばい傾向にあります。その他の4物質は環境基準を達成しており、大気環境は概ね良好な状態が保たれています。

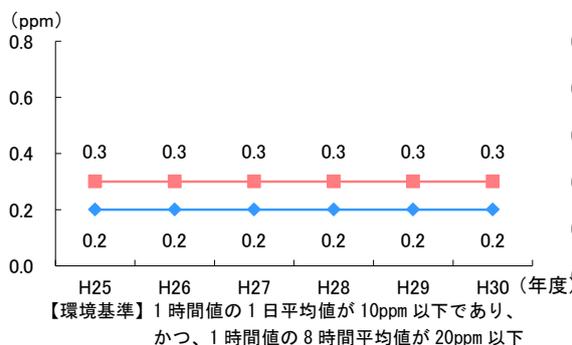
■二酸化硫黄濃度の推移



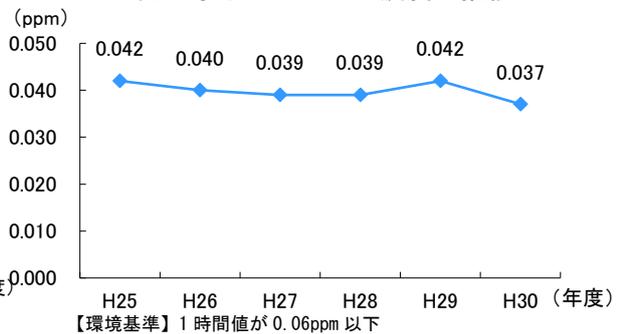
■二酸化窒素濃度の推移



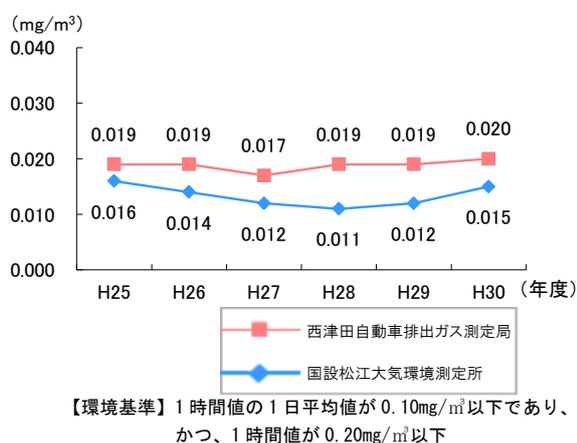
■一酸化炭素濃度の推移



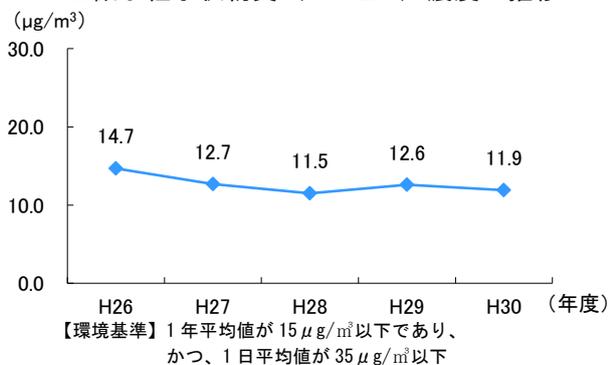
■光化学オキシダント濃度の推移



■浮遊粒子状物質濃度の推移



■微小粒子状物質(PM2.5)濃度の推移



資料：国立環境研究所（二酸化硫黄～浮遊粒子状物質）
島根県大気汚染測定結果報告（PM2.5）

- 「土壤汚染対策法」に基づき、26種類の有害物質について、土壤の汚染状態に係る基準が定められています。本市には、基準を超過した区域である「形質変更時要届出区域（土壤汚染はあるが健康被害が生じるおそれは無し）」は、令和2年12月末時点で5件存在します。
- 「悪臭防止法」に基づき、特定悪臭物質のうちアンモニアなどの12物質について、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域、規制基準を設定しています。
- 「騒音規制法」「振動規制法」に基づき、特定工場・特定建設作業で発生する騒音・振動の規制基準、規制地域を定めており、規制地域内で規制基準を超過した場合には、改善勧告、命令を行います。また、「騒音規制法」に基づく、自動車騒音常時監視において、測定値が要請限度を超えたことはありません。
- 「水質汚濁防止法」「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、市内の河川、海域、地下水の水質の測定を行っています。事業場から河川・湖沼・海域などに排出される水については規制基準が設定されており、規制基準に適合しない場合、市長は改善勧告・命令を発することができます。
- 市民アンケートによると、住まい周辺の環境について、「空気のきれいさ」「空気のおいしさ」の満足度は比較的高い結果となり、「公害の無い良好な生活環境」は、これから松江市が取り組むうえで重要であると回答する人が最も多い結果となりました。

○公害苦情

- 令和元年度中の公害苦情は62件ありました。その中で廃棄物の投棄に関する苦情が一番多く、次いで野焼き、騒音に関する苦情が多くありました。

○原子力発電所周辺の環境測定

- 本市には中国電力株式会社が設置する島根原子力発電所が立地しており、周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として、島根県、本市、中国電力株式会社の三者による安全協定（島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定）を締結しています。
- この安全協定に基づき、発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関する測定を行い、測定結果を公表することとしています。
- なお、原子力災害が発生した場合の対策として「松江市地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「松江市原子力災害広域避難計画」を定めています。

■島根原子力発電所の施設現況と所在地

【施設現況】

（令和3年2月5日現在）

	状 況
1号機	廃炉措置中
2号機	停止中（定期事業者検査：平成24年1月27日～終了時期未定）
3号機	建設中（完成時期未定）

【所在地】松江市鹿島町片匂



(5) 有害化学物質対策

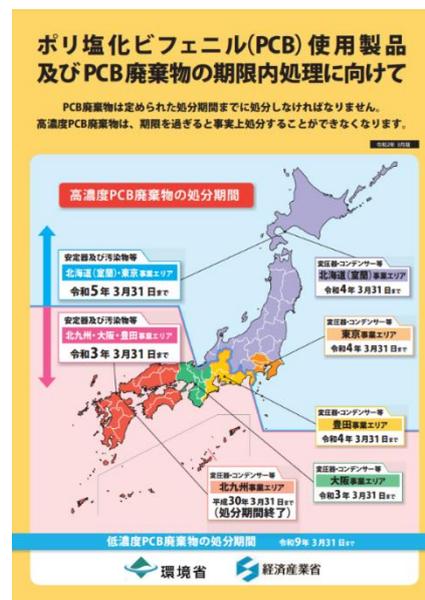
○有害化学物質対策

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類の常時監視を行っています。
- 一般環境監視では、大気、水質、底質、地下水、土壌ともに環境基準を達成しています。馬淵工業団地周辺地域では発生源周辺監視として、大気、水質、底質、地下水、土壌について測定を行っており、環境基準を達成しています。
- 工場などにおける化学物質の管理、排水処理、ダイオキシン類対策などの状況は良好で、概ね法令を遵守しており、規制基準を下回っています。
- 有害化学物質の規制・管理については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)、「ダイオキシン類対策特別措置法」等により定められています。
- 水質汚濁防止法の特定施設(カドミウム等政令に定める 28 種類の有害物質を含む汚水を排出し、又は地下浸透させるもの)を設置する事業場を対象として、同法に基づき適切な指導監督を行っています。

○ポリ塩化ビフェニル (P C B) 廃棄物対策

- ポリ塩化ビフェニル (P C B) が使用された低濃度 P C B 廃棄物は、所有者の責任において、令和 9 年 3 月 31 日までに処分することが P C B 特別措置法により義務付けられており、正確な情報を事業者・行政で共有し、適正な処分を進める必要があります。

■ P C B 使用製品・P C B 廃棄物に関するパンフレット



資料：松江市ホームページ

2. 自然環境の活用

(1) 自然とのふれあい

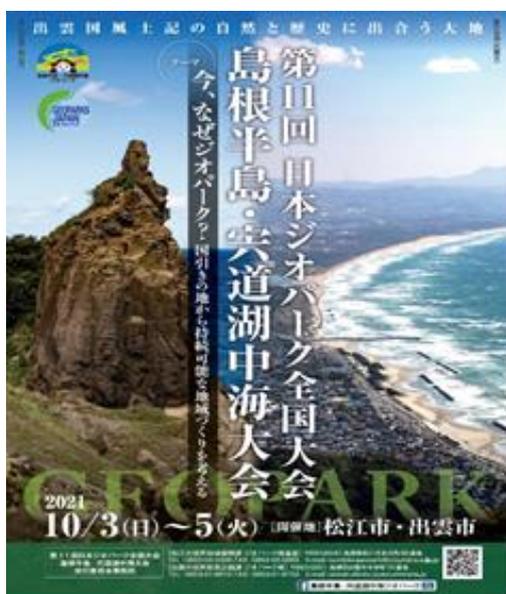
○宍道湖・中海の活用

- 多くの市民が水面を利用したスポーツや湖岸でのレクリエーション、バードウォッチングなどを楽しみ、また、ヨシ刈り取りボランティアやエビ採り体験など環境保全のための啓発活動の場としても活用されています。

○島根半島・宍道湖中海ジオパークの活用

- 日本ジオパークに認定された「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」の自然を活かした学習・体験活動の推進が期待されます。
- 令和3年10月に、日本ジオパーク全国大会「島根半島・宍道湖中海大会」が開催されます。

■ ジオパークチラシ



資料：島根半島・宍道湖中海ジオパークホームページ

■ ジオパーク学習 活動風景



資料：松江市

○自然とふれあえる場の活用

- 「堀川遊覧船」「松江フォーゲルパーク」「関の五本松公園」など自然とふれあうことのできる観光施設、市民の憩いの場となっている「マリンパーク多古鼻」「宍道ふるさと森林公園」などがあります。
- 「自然とふれあう場」「親水ゾーン」など市内各所に点在しており、より一層の活用に向けて積極的な情報提供が必要です。

○水辺のまちづくり

- 大橋川改修を契機に、利活用しやすい水辺空間の創出に向けた取組を進めています。

■ ジオツーリズムの取組 ■

ジオパークとは、「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。

大地(ジオ)の上に広がる、動植物や生態系(エコ)の中で、私たち(ヒト)は生活し、文化や産業などを築き、歴史を育んでいます。ジオパークでは、これらの「ジオ」「エコ」「ヒト」の3つの要素のつながりを楽しむことができます。また、ジオパーク活動を通じて、地球が直面する重要課題への意識を高め、持続可能な地域社会の実現に向けて活動しています。

本市と出雲市が連携して取り組む島根半島・宍道湖中海ジオパークは平成29年12月にエリア特有の地層や歴史文化などが評価され、日本ジオパークに認定されました。

島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会では、令和2年10~11月にかけて、両市在住の小学4・5・6年生と保護者及び中高生を対象に、環境学習を含む自然にふれあえるジオツアーを実施しました。

ツアーは、たくさんの地質・地形的な特徴がある松江市島根町桂島と出雲市大社町日御碕、高尾山で開催しました。

ジオツアー(ジオパーク探検)では、冷え固まった溶岩や固有の植物などを観察し、漂着ごみについて学び海岸清掃を行い、海岸で拾った小さな貝殻でアクセサリーをつくり…自然の大切さを体感し、思い出を持ち帰れるツアーとして、参加者からは好評でした。

■漂着ごみについて学び海岸清掃を行う様子



(2) 環境に配慮した開発・整備

○松江市景観計画の推進

- 松江市景観計画に基づき、各事業者などによる景観の保全・活用に向けた取組が行われており、景観を損ねるおそれのある行為について規制を行っています。

○河川改修等における環境配慮

- 市内の河川改修にあたっては、環境に十分配慮しながら実施をしています。
- 例として、市内中央を東西に流れる大橋川の河川改修は、水環境や動植物及び生態系に与える影響についてモニタリングを行い、有識者の助言を得ながら進められています。
- 河川改修に伴う環境保全措置の効果についても、確認しながら対応が図られています。

テーマ2 循環型社会の構築

1. 生活環境の整備

(1) 清掃活動の推進

○市民ボランティアが積極的に清掃活動を実施

- 市民ボランティアによる「クリーンまつえ」「中海・宍道湖一斉清掃」などの清掃活動に多くの市民・事業者などが積極的に参加しており、清掃活動への意識・意欲が向上しつつあります。
- 市民アンケートによると、松江市の「清掃活動の推進」への取組の満足度は、42.3%と比較的高い結果となりました。

■ボランティア清掃（まつえ水郷祭早朝清掃）



資料：まつえ環境市民会議

○中海・宍道湖一斉清掃

- 中海・宍道湖が平成17年11月にラムサール条約湿地に登録されたことを契機として、平成18年度から環境月間である6月の第二日曜日に中海・宍道湖沿岸の一斉清掃を実施しています。令和元年度は市民約3,500人が参加し、8.26tのごみを回収しました。

○クリーンまつえ

- クリーンまつえは、多くの市民が参加・協力し、毎年春と秋に清掃を行っています。
- 公民館を通じて自治会、町内会などに参加を呼びかけ、令和元年度春季は約8,600人、秋季は約8,100人の市民参加により、それぞれ約92t、約79tのごみが回収されました。

○清掃活動の仕組みづくりが必要

- あらゆる世代の多くの市民が清掃活動に参加できる仕組みづくりと、「新しい生活様式」を取り入れながら、市民が安心して参加できる開催方法を検討する必要があります。

ボランティア清掃活動への支援

松江市では、環境美化への意識高揚と積極的な市民参加を促すことを目的とした、市民の方が自主的に無償ボランティアで実施される清掃活動について、回収・運搬・処理等の支援を行っています。

【対象となるボランティア清掃活動】

- 営利目的でなく、自らが主体となる清掃活動
- 活動の労務等に対する委託料や報酬等の対価が支払われないこと(道路、河川、公園等の愛護団、ハートフル島根等の活動は対象外)
- 松江市の収集、運搬及び処理基準に適合すること
- 特定の団体や個人の利益に寄与する活動ではないこと

【支援内容】

- ボランティア袋、土のう袋の配布
- ボランティア清掃により発生したごみの収集、運搬及び処理
- 溝蓋はぐり器の貸与

(2) ポイ捨てや不法投棄対策

○松江市きれいなまちづくり条例で美化推進地域を指定

- 平成 18 年に「松江市きれいなまちづくり条例」を施行し、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進しています。
- この条例は、快適な生活環境の確保を図るという観点から市内全域で「空き缶・たばこの吸い殻などの投げ捨て、歩きたばこ、落書き、飼い犬のふんの放置」の 4 つの行為を禁止しています。また、美化推進地域・喫煙制限区域を指定し、同区域内においては命令違反者に、2 万円以下の過料（罰則）が科せられます。



■美化推進地域の指定状況（*は喫煙制限区域も含む）

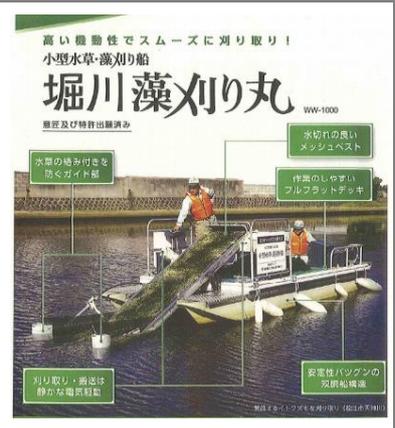
* J R 松江駅周辺	(朝日町)	J R 宍道駅・八雲本陣周辺	(宍道町)
* 塩見縄手周辺	(北堀町)	J R 乃木駅周辺	(浜乃木)
* 青石畳通り周辺	(美保関町)	八重垣神社周辺	(佐草町)
ヘルンの道周辺	(内中原町)	* 佐太神社周辺	(鹿島町)
けやき通り周辺	(上乃木)	熊野大社周辺	(八雲町)
宍道湖公園線通り周辺	(白潟地区)		

水草刈取船・海ごみ回収機械の活躍

松江城を囲む松江堀川一帯や穴道湖では、夏場に水草が大量繁茂し、腐敗による水質悪化の防止、悪臭の防止等による生活環境の改善のための対策が必要となってきています。

松江市では水草刈取船を導入し、対策に取り組んでいます。

資料：松江市ホームページ



○ポイ捨て・不法投棄対策が必要

- 市民アンケートによると、「ポイ捨てや不法投棄対策」について取組の重要度が高く、関心の高さがうかがえます。
- ポイ捨てされたごみは、様々な原因により川から海へ運ばれることも多く、海にたどり着いたごみは海洋ごみとなり、長期間波にさらされてマイクロプラスチック（直径5mm以下のプラスチック片）となることから世界的に問題となっています。陸から海への流出を防止するため、周辺自治体、上流自治体と連携した取組や、市民、事業者と協働で取り組む現地パトロールを継続して行うことが必要です。
- 不法投棄は、依然として後を絶たず、人通りの少ない道路や山間部などに投棄されている状況です。主にタイヤ、布団、家電製品などの投棄が多く、市への相談案件は82件（令和元年度）ありました。

○漂着ごみの現状と対策

- 海に流出するごみの約8割は陸（街）由来とされ、一度海に流出したごみを回収することは困難です。松江市の海岸での調査によると、約半分が日本のごみで、残りの半分は外国のごみでした。また、大きさが大きいものからプラスチック類42%、流木・木材類40%、発泡スチロール類15%でした（平成23年度島根県海岸漂着物対策地域計画策定及び調査業務委託報告書）。
- 環境省と日本財団は、増加し続ける海洋ごみ対策を目的として、全国一斉清掃キャンペーンを開催しています。
- 松江市でも、令和2年9月、この活動の一環として、まつえ環境市民会議が会員ボランティアを募り、鹿島町古浦海岸において漂着ごみ回収の活動を続ける地元ボランティア団体「はまひるがお」の皆さんとともに漂着ごみ回収を行いました。今後も、国、県と協力しながら有効な対策を検討する必要があります。

■漂着ごみ回収活動の様子（鹿島町古浦海岸）

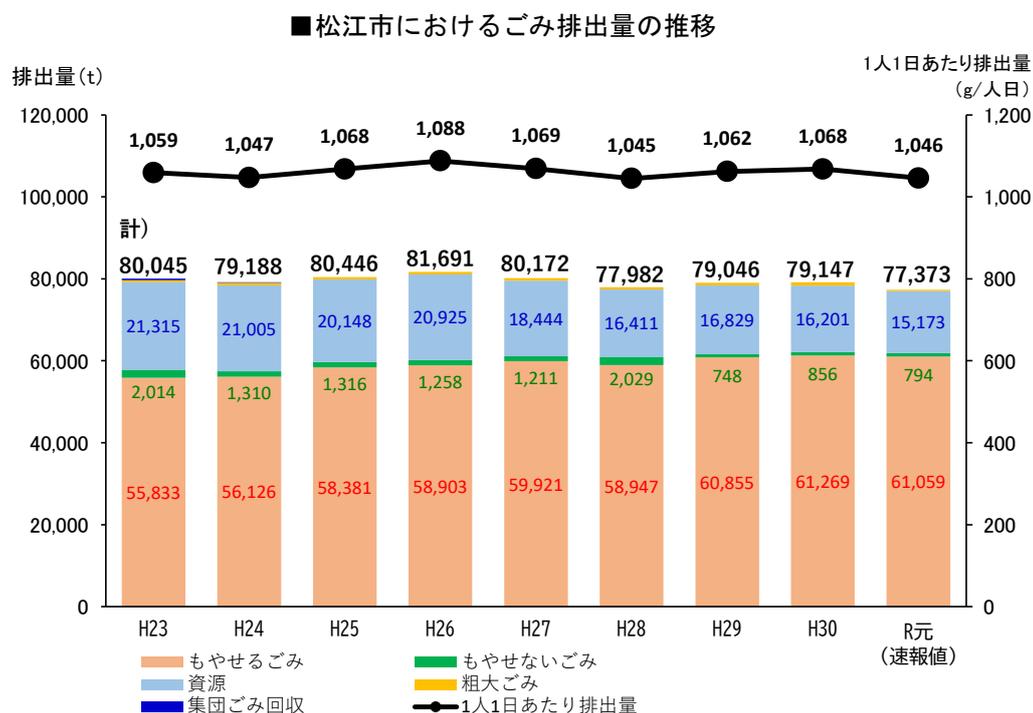


2. 4 R運動の推進

(1) ごみを減らそう運動の推進

○ごみの排出は増加傾向

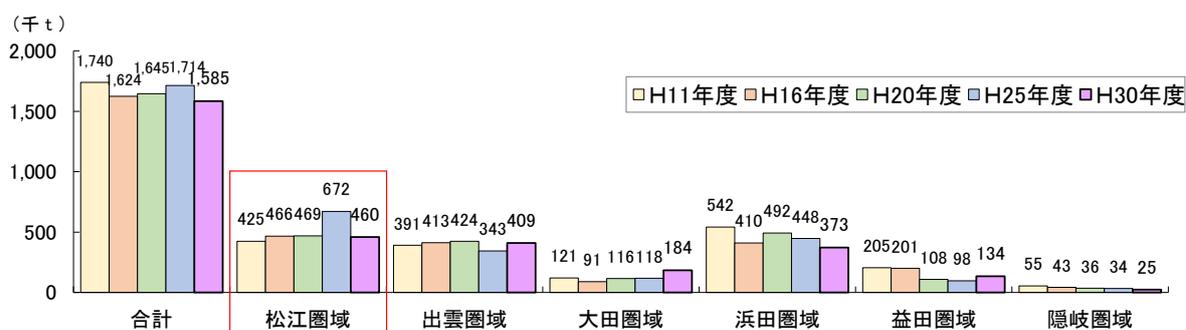
- 令和元年度のごみ（一般廃棄物）排出量は、約 77,373t で、そのうち、もやせるごみは 61,059t、資源は 15,173t となっています。また、市民一人あたりのごみ排出量は 1,046g となっています。
- 経年での変化を見ると、平成 26 年度以降、ごみ排出量、市民一人あたりのごみ排出量ともにやや減少傾向にありましたが、平成 29 年度以降は再び増加に転じています。



資料：一般廃棄物処理実態調査

- 松江圏域（安来市を含む）の産業廃棄物発生量は、平成 11 年以降徐々に増加し、平成 30 年には 460 千 t となっています。

■島根県における圏域別産業廃棄物発生量

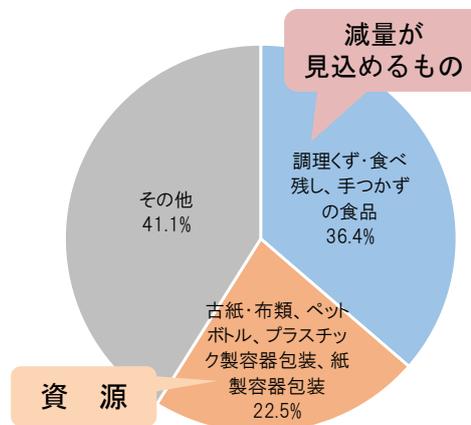


資料：島根県産業廃棄物実態調査

○ごみの減量に対する取組

- 家庭用のごみ袋については、平成 30 年 10 月から、もやせるごみや粗大ごみの手数料を値上げし、資源の手数料を据え置きにすることで、資源分別への動機付けを行いました。
- 平成 31 年 4 月から、ごみ問題への意識向上を目的とした、再生資源の集団回収事業を実施し、自治会や子ども会などの登録団体が回収した古紙類に奨励金を支払っています。
- もやせるごみの約 4 割が生ごみであり、減量するため、水分を切るなどの取組が必要です。

■松江市における家庭系
もやせるごみの内訳
(令和元年度組成分析結果)



資料：松江市資料

○レジ袋の有料化による取組

- 本市では、ごみの排出抑制・減量化の促進と地球温暖化対策にかかる二酸化炭素の排出抑制を目的として、平成 20 年に「レジ袋削減推進協議会」を設立し、平成 22 年より加盟する 9 事業者がレジ袋の有料化を実施しました。
- この取組の結果、実施店舗でのマイバッグ持参率は 89.6% (令和元年度) に達するなど、成果が表れるとともに、レジ袋販売による収益金は「まつえ環境市民会議」に寄付され、市民の環境保全活動の原資として活用されてきました。
- 令和 2 年 7 月 1 日から、国によりレジ袋の有料販売が制度化され、同様の取組が全国的に展開されることとなりました。

○食品ロス対策が必要

- 令和元年度実施した食品ロス実態調査では、100%手つかず食品が食品廃棄物(生ごみ)の 50.1%を占めていました。
- 市民アンケートによると、関心のある環境問題として「食品ロス」をあげた人は 34.5%と比較的多く、これから松江市が取り組む施策として「食品ロス削減への取組の推進」を重要とする割合も 79.8%と比較的高い結果となりました。また、「家庭で発生する食品ロス」については、「保存中に傷んで」が 32.8%、「消費・賞味期限が過ぎて」が 26.3%と回答しており、食べることなく廃棄されている現状がうかがえます。
- 食品卸の商習慣(3分の1ルール)の見直し、賞味期限の見直しなど、国の働きかけにより、事業所が食品ロス削減のため見直しを行う機運が高まりつつあります。
- まだ食べられるのに捨てられている食べ物「食品ロス」への対策として、宴会の開始後 30 分間と終了前 10 分間は料理を楽しみ食べ残しを減らすキャンペーン「3010

運動」やフードバンク⁴（例：あったか元気便）などが浸透しはじめています。

- 季節商品（例：クリスマスケーキ、恵方巻など）の大量生産、大量廃棄を見直す必要があります。
- 飲食店等での食品ロス（食べ残し、売れ残り）に対する市民、事業者の取組を支援する必要があります。

○プラスチックごみ対策が必要

- 海洋プラスチックごみ問題（漂着ごみ、マイクロプラスチック等）が顕在化しています。
- 二酸化炭素排出係数の高いプラスチックごみは総量を大幅に削減することが必要です。

(2) ごみの分別・再使用・再生利用の推進

○ごみの分別区分

- 本市の家庭系ごみの分別は、もやせるごみ・金属ごみ・資源・粗大ごみとしています。また、収集については、集積所などでの拠点収集を基本として行っています。資源のうち、缶・びん・ペットボトルは市内約 500 ヶ所に設置しているリサイクルステーションを通して回収・再資源化を図っています。
- 事業系ごみの分別は、もやせるごみ・もやせないごみのほか、古紙類・缶・びん・ペットボトルなどの「資源」としています。資源は、環境センター・各支所・川向リサイクルプラザで無料回収し、再資源化を図っています。

○ごみの分別の取組が必要

- 分別を間違えて出されたごみには、ごみ分別ステッカーを貼るなどして年間約 2 万件の指導を行っています。分別の正しい理解と適正な分別が必要です。

○ごみの処理

- エコクリーン松江では、「もやせるごみ」、「可燃性粗大ごみ」を溶融処理⁵しています。処理後に発生する生成物としてスラグ⁶、メタル⁷が生成され再資源化、また処理に伴って発生する熱を余熱利用することで廃棄物の「サーマルリサイクル⁸」を行っています。
- これらを再資源化することにより、西持田不燃物処理場・西持田最終処分場などの埋め立て処分場の延命にも繋がっています。
- 川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザでは、資源の分別・圧縮・梱包の

■エコクリーン松江



⁴ 売り物にならなかった食品を集め、経済的な理由で食事に困っている人や団体等に無償で配布する取組のこと。

⁵ ごみを約 1800℃の高温で溶融する処理の方法のこと。

⁶ 高温処理の際に生成される焼却灰のことで、アスファルトや砂の代用品として利用される。

⁷ 高温処理の際に生成される鉄や銅等の合金で、建設機械のおもりとしても利用される。

⁸ 廃棄物の焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し、再利用すること。

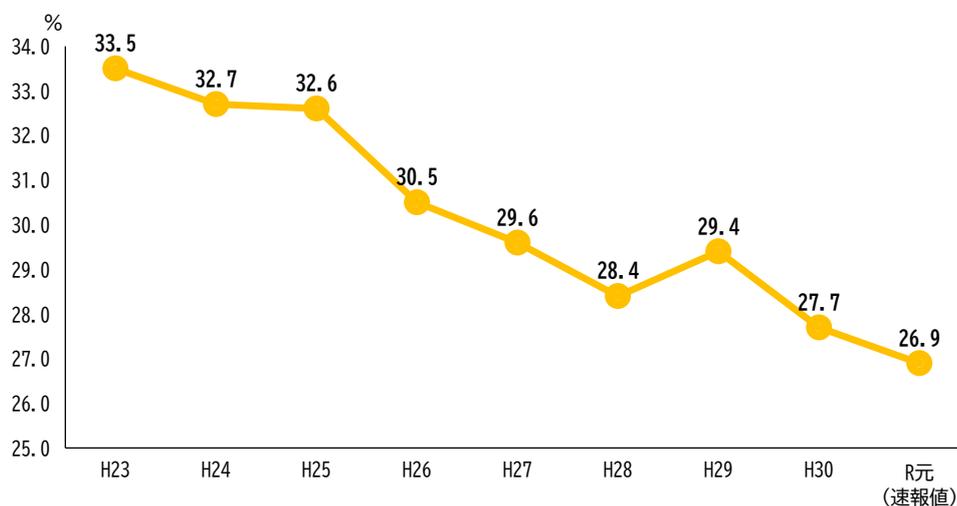
中間処理を行い、リサイクル流通ルートを通じて再資源化を行っています。

- エコステーション松江では、金属ごみ・不燃性粗大ごみの破碎・選別処理し再資源化を行っています。

○リユース・リサイクルの意識・行動が必要

- 「川向リサイクルプラザ・くりんぴーす」では、リサイクル体験教室などを通じて、市民のリサイクル意識向上の機会を提供しています。
- 飲食を伴うイベント等で、使い捨て容器に代えて、レンタル制で繰り返し使用する「リユース食器」を導入する取組がなされています。
- 事業所から排出されるもやせるごみの約 6%がリサイクル可能な古紙であること、事業所から排出されるもやせないごみの半分以上が産業廃棄物であることなどから、リサイクルへの行動変容・適正処理が必要です。

■松江市におけるリサイクル率の推移



資料：松江市資料

テーマ3 地球環境の保全

1. 低炭素社会の実現

(1) 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進

○松江市の二酸化炭素排出量は、1,492 千 t/CO₂ (2016 年度速報値)

- 温室効果ガス排出量のうち 96.4%を二酸化炭素が占め、なかでも家庭部門の排出量が最も多く、世帯の増加等により前年度から 0.9%増加しています。

■松江市における温室効果ガス排出量の推移

	基準年 2005 (H17)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28) 速報値	2005年度 対比	前年度 対比
二酸化炭素(CO ₂)	1,653	1,538	1,609	1,613	1,538	1,504	1,492	-9.8%	-0.8%
家庭部門	418	415	453	451	424	407	411	-1.7%	0.9%
業務部門	422	361	385	394	364	352	343	-18.8%	-2.5%
産業部門	291	288	298	296	286	284	283	-2.6%	-0.2%
運輸部門	477	429	426	416	406	402	398	-16.7%	-0.9%
廃棄物部門	44	44	46	56	59	60	57	27.6%	-5.4%
その他の温室効果ガス(5ガス)	63	53	49	55	55	54	55	-11.5%	2.5%
メタン(CH ₄)	24	22	20	24	23	23	23	-4.7%	0.3%
一酸化窒素(N ₂ O)	17	20	19	19	18	18	18	10.4%	0.0%
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	4	4	4	4	5	5	5	10.0%	0.0%
パーフルオロカーボン類(PFCs)	11	5	4	5	5	5	6	-47.2%	14.0%
六フッ化硫黄(SF ₆)	7	2	2	3	3	3	4	-44.3%	18.2%
合計	1,716	1,591	1,658	1,669	1,593	1,558	1,547	-9.8%	-0.7%

※ 平成 23 年 8 月の東出雲町との合併により、目標値の設定及び排出量等の比較、検討を行ううえで必要となるため、基準年である平成 17 年度の松江市の実績値に東出雲町の実績値を加算しています。

○「松江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、官民協働での取組を実施

- 「松江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」においては、以下の 4 つの重点プロジェクトを掲げ、温暖化対策を推進しています。
 - ①省エネの推進
 - ②省エネ診断と省エネ改修の実施検討
 - ③二酸化炭素排出量の“見える化”
 - ④松江市の地球温暖化対策を担う人材育成
- 地球温暖化対策を効果的に推進していくためには、「まつえ環境市民会議」「松江市生活環境保全推進員」「しまねエコライフサポーター」が中心となり、市民・事業者・行政が一体となって取り組み、これらのネットワークを活性化させることが必要です。

○令和2年6月、本市は「COOL CHOICE⁹宣言」を表明

- これまで一般的だった「クールビズ・ウォームビズの推進」に加え、「宅配の再配達をやめる」「エコドライブの推進」「食品ロスの削減」などの取組を掲げています。

○二酸化炭素削減には、森林の適正管理が必要不可欠

- 平成31年4月、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る「森林経営管理制度」がスタートし、森林所有者が自ら森林の経営や管理を行うことが難しい場合、必要に応じて、市が所有者に代わって森林の経営や管理を引き受けることになりました。
- 新たな財源として、森林環境譲与税¹⁰がありますが、戦略的に用途を検討していく必要があります。



○環境にやさしい天然ガス供給

- 松江市ガス局では、「環境にやさしい街づくり」への貢献を企業理念に掲げ、石油・石炭と比較し二酸化炭素排出量が少ない天然ガスの供給を行っています。

(2) 省エネルギーの取組の推進

○省エネルギーの成果の「見える化」や、省エネ行動に対する具体的なメリットが還元される仕組みの検討が不可欠

- エネルギー効率の高い機器の導入には初期投資が発生しますが、大きな省エネ効果が期待できるため、積極的な導入と普及啓発に努める必要があります。
- (一財)省エネルギーセンターが実施している工場やビル等の省エネルギー診断を本市も推奨しています。

○具体的な省エネルギーの取組が必要

- 本市では、平成27年4月に、「松江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、引き続き市庁舎の省エネルギー・省資源対策に取り組んでいきます。
- 「クールビズ」「ウォームビズ」を庁舎内外で推奨して冷暖房の負荷を軽減し、省エネルギーに努めています。
- 「まつえ環境市民会議」では、「グリーンカーテン運動」による省エネルギー啓発活動を行っています。
- 「全市一斉ライトダウンまつえ」を実施し、主要な公共施設、観光施設と連携し、節電に取り組んできました（令和元年度終了）。

⁹ 平成27年に政府が発表した、地球温暖化対策に資する「賢い選択」として、省エネ製品への買換えやライフスタイルの変革などを促す取組のこと。

¹⁰ 適正な森林整備等に必要な財源を確保するために創設された税金で、令和元年度から譲与が開始された。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

○太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進展

- 本市の補助金制度を活用した太陽光発電導入件数は、令和元年度末で累計 2,369 件となり、普及が進んでいます。
- エコクリーン松江では、ごみ熔融処理で発生する熱を利用した発電（サーマルリサイクル）を行っています。
- 民間企業では、県産材を主とした未利用木材等を燃料とする「松江バイオマス発電」が稼働しています。

再生可能エネルギー機器導入の補助制度

本市では、地球温暖化対策における再生可能エネルギーの導入促進、および省エネルギー化を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー機器を導入する方に対し、費用の一部を助成しています。

この制度による太陽光発電システムについての利用件数は、令和元年度までに累計で 2,369 件、設置規模は 11,135kW となり、年間総発電量に換算すると約 3,000 世帯分の電気を賄えることになります。

【対象機器(令和 2 年度現在)】

- ・住宅用太陽光発電システム(10kW 未満の機器に限る)
※事業所用太陽光発電システムは、補助対象外
- ・ペレットストーブ
- ・薪ストーブ
- ・太陽熱利用設備(ソーラーシステム)
- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- ・蓄電池設備(住宅用太陽光発電システムと同時設置に限る)



資料:松江市ホームページ

○再生可能エネルギーのさらなる導入促進

- 導入に係る経済的な支援制度の拡充や公共施設において計画的に率先導入することが必要です。

地熱資源の開発

令和元年度から 2 年度に玉湯町地内において、地熱発電用の井戸(生産井)を掘削し、その結果、坑底温度 95℃、毎分約 270 リットルの温泉水湧出が確認され、地熱発電が可能となる数値を得ることができました。

この温泉水を利用した小規模地熱発電施設を設置し、再生可能エネルギーの理解促進と普及に向けた啓発を進めます。

また、温泉水の 2 次利用として、熱利用による熱帯果樹や野菜の促成栽培など、地域経済の活性化にも繋がる活用方法について、島根大学と共同で研究を進めています。

全国有数の温泉地である松江市ならではの再生可能エネルギーとして、そのポテンシャルに注目しています。

(4) 車社会への取組の推進

○公共交通機関等の利活用のきっかけづくり

- 二酸化炭素削減対策と渋滞緩和、公共交通の利用促進のため、マイカーの利用を控え公共交通機関による通勤などを促進する「松江市一斉ノーマイカーウィーク」を市民・事業者・行政で実施し、ノーマイカー運動の普及啓発に努めています。令和元年には期間内の渋滞が大幅に減少し、二酸化炭素が約 17.5t-CO₂ 削減されました。

公共交通機関の利用促進

平成 20 年に設置された『松江市公共交通利用促進市民会議』では、運行の効率化やサービスの向上、利用促進に取り組んできました。ここでは、主な取組を紹介します。

● 松江市一斉ノーマイカーウィーク

平成 21 年度から毎年開催されるこの取組は、公共交通の利用促進や交通渋滞の緩和、車から排出される二酸化炭素の削減をめざし、過度なクルマ依存の生活を見直す「きっかけづくり」の取組です。

● とってもお得バス利用事業

使用済みバスカードを活用し、協賛店利用時に使用済みバスカードを提出するとお得な特典が受けられる仕組みです。



グリーンスローモビリティ※の導入

グリーンスローモビリティは、環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資する「新たなモビリティ」として期待されています。令和 2 年 4 月、社会福祉法人みずうみなどが、松江市の法吉団地や比津が丘団地などでグリーンスローモビリティを活用した地域住民の移動支援事業をスタートさせました。



資料：(社福)みずうみホームページ

※ 時速 20km 未満で公道を走る事が可能な 4 人乗り以上の電動自動車。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

○エコドライブの啓発

- 急発進や急加速などを行わない環境に配慮した運転である「エコドライブ」を推奨するため、「まつえ環境市民会議」による啓発活動を行っています。

2. 環境と経済の両立

(1) 環境にやさしい観光地づくり

○年間約 1,000 万人の観光客が来訪する「国際文化観光都市」まつえ

- 松江市を訪れる県外観光客の利用交通機関は、自家用車が最も多く約 60%、次いで、航空機が約 13%、貸切バスが約 11%となっています（令和元年度 松江市観光動態調査）。
- 環境にもやさしい観光周遊ができるよう、市内中心部付近にパーク&ライド駐車場を設け、バスやレンタサイクルを利用した取組を展開しています。

○日本海・宍道湖・中海・松江堀川など多様な水域に恵まれる「水の都」としての面的な観光周遊が課題

- 日本海に面しながら、宍道湖・中海・松江堀川など多様な水域に恵まれ、水の都としての観光資源を有しています。また、北山山系や南部丘陵地をはじめ、市内には小規模な丘陵地も点在するなど、豊かな緑に囲まれています。
- 市内で最も観光客数が多く、平成 27 年 7 月に国宝に指定された松江城天守。国宝松江城に相応しいまちづくりを進めるとともに、城下町としての歴史的な資産と景観を最大限に活かし、特色と活力に溢れたまちづくりを進める必要があります。
- 「宍道湖夕日スポット」、宍道湖・中海の風景が楽しめる湖岸の道の駅などの美しい自然が創り出す風景を楽しめる施設が各所に立地しており、多くの観光客、市民に親しまれています。
- 「宍道湖エコツーリング」や「漂着ごみから環境問題を考えるプラン」など、自然環境を楽しみつつ、その大切さについて学ぶ取組が行われています。
- 「国宝 松江城」をはじめ、周辺観光地での移動の利便性向上のため、レンタサイクルの活用を民間事業者などと連携して推進する必要があります。

(2) 環境ビジネスの振興

○環境を創る企業の会

- 松江市では循環型社会の形成に向けた環境づくりと環境ビジネスを創出するため、平成 15 年に「環境を創る企業の会」が設立されています。

■ プラスチック代替製品の開発・導入 ■

海洋に浮遊するプラスチックや、廃プラスチックの輸出が困難になってきたことなどから、国内外のプラスチック資源の循環について、よく考えていく必要があります。

大手コーヒーチェーン店などでは、紙コップや紙ストローの導入が一般的になりましたが、市内でも竹を活用した家具やトレーなどを製造する企業が存在します。

本市においても、このような脱プラスチックに向けた研究開発への支援策や、開発製品を導入するための誘導策などについて検討していきます。



(3) 環境にやさしい農業の推進

○環境にやさしく、経済的にも成り立つ農業の確立

- 農業者が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組や、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援しています。

○減化学肥料・減化学農薬の推進

- 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組である「美味しまね認証制度(島根県GAP)」の普及に努め、認証取得の状況は令和元年度末時点で 11 経営体 (22 品目) となりました。
- 持続農業法に基づき、環境にやさしい農業(土づくり、化学肥料の使用軽減、化学農薬の使用低減)に取り組む計画を立て、知事の認定を受ける「エコファーマー」制度の普及を県と連携して推進しています。

○農業系バイオマス資源の利活用促進

- 「松江市豊かな土づくり事業補助金」として、市内で製造される畜産堆肥(牛糞堆肥、養鶏堆肥)を耕種農家が活用し、土づくりを行うことで、地産地消の推進と循環型農業の実践に対し支援してきました(平成 29 年度終了)。

「そっと後押しする”ナッジ(nudge)の活用」

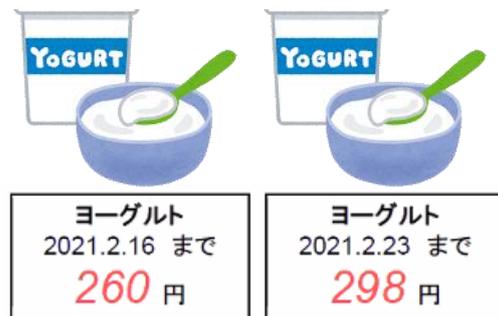
宿泊予約サイトなどで「今このサイトを○人が閲覧しています」などの表示を見かけたことがありますか？このようなやり方をナッジと呼び、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法」として活用が進んでいます。

<環境分野での事例>

■通常のごみ箱よりも多くのごみを集める「バスケットゴール付きごみ箱」



■賞味期限や消費期限によってスーパーやコンビニなどの商品価格を変動させるダイナミックプライシング(イスラエル「Wasteless」)



資料:大阪大学シカケラボ、JIFA(日本イスラエル親善協会)

(2) 環境教育の推進

○学校での環境教育の推進

- 学校では、「島根県環境学習基本指針」「島根県環境学習プログラム」等に基づき、環境教育を推進しています。
- 教員の環境意識を高めるとともに学校での環境教育推進に向けた支援の仕組みづくりが求められています。

○環境教育による子どもたちの育成

- 総合学習などの一環として、エコクリーン松江などの環境関連施設の見学、宍道湖などの自然や漁業などに触れて学ぶ体験型の学習が行われています。
- 環境省では、子どもがだれでも参加できる取組として「こどもエコクラブ」を推進しています。
- 川向リサイクルプラザに併設する「くりんぴーす」では、リサイクル体験教室などを開催し、環境学習の場として活用されています。
- 「リサイクル体験教室」では、ごみを再び資源として利用するリサイクルの啓発を、また、「護美の市」では再生した不用品の提供やフリーマーケットなど、物を繰り返し使うリユースの意識を高める啓発を行っています。
- 小学4・5・6年生を対象に「ジオパーク探検隊」の実施が行われています。
- 市民アンケートでは、環境政策におけるこれからの取組について、「次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実」が重要視されており、社会教育や学校教育を通

じて、あらゆる世代の市民が環境について正しく学べる場を提供する必要があります。

○多様な主体による環境学習の推進

- 環境意識の高まりに伴い、地域や企業での環境活動が活発に行われるようになっており、あらゆる世代での環境学習が求められています。
- 本市では、「まつえ市民大学」にふるさと環境コースを設け、環境について学び、考える講座を開催しています。市民の生涯学習を推進し、自分づくり・地域づくり・仲間づくりを図る基本理念のもとに活動を進めています。
- 「まつえ環境市民会議」「松江市生活環境保全推進員」「しまねエコライフサポーター」などが、地域住民への環境関連情報の周知、環境学習などに重要な役割を担っています。

■リサイクル教室の様子



2. 行動できる体制づくり

(1) 活動推進組織・ネットワークづくり

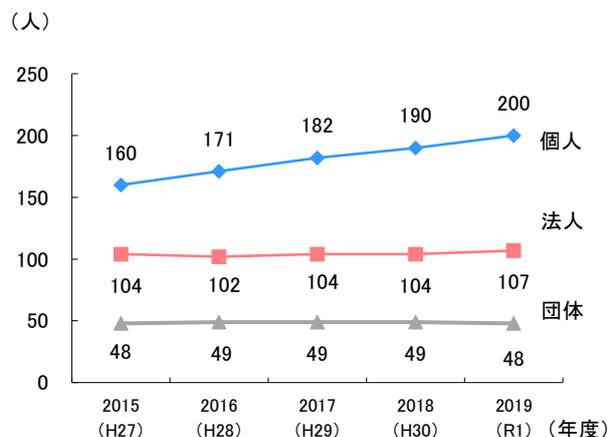
○まつえ環境市民会議

- 「まつえ環境市民会議」は、「松江市環境基本計画」を推進し、本市の環境活動を牽引するための組織として平成19年2月に設立されました。令和3年2月現在、205人の個人会員、48の団体会員、110の法人会員が活動に参加しています。
- 環境に関する様々な側面から特徴的な活動を展開しており、例えば地球温暖化対策として、ゴーヤの苗の無料配布による「グリーンのカートン運動」「エコドライブ講習会・街頭啓発活動」などを行っています。

■グリーンのカートン運動



■まつえ環境市民会議会員数の推移



■エコドライブ街頭啓発活動



■環境講演会



○松江市生活環境保全推進員

- 松江市生活環境保全推進員は、各公民館に3～8人、合計124人が委嘱され、「ごみの適正処理・リサイクル」「生活排水」「環境・美化」「地球温暖化対策」など、地域のリーダーとして市民とともに各種活動を行いながら指導・啓発活動の推進を担っています。
- また、行政と市民を繋ぐパイプ役として地域の要望・提言などの伝達にも協力し、地域における環境保全活動推進の中心的な存在となっています。

○環境活動推進組織の連携・協力によるネットワークづくり

- 様々な団体による環境活動が活発化しており、これらの取組をより効果的に発展させ、情報の共有化と団体間連携を促進する必要があります。
- 本市内には、環境保全を活動分野にしているNPO法人が32団体あります（令和3年1月末現在。松江市認証団体一覧より）。
- 「宍道湖水環境改善協議会」「中海・宍道湖・大山圏域市長会」等により、自治体が連携した環境保全の取組を推進しています。

(2) 環境保全活動への参加意識の高揚

○人材育成

- 市民による環境活動を将来にわたって持続的に牽引する次世代リーダーの育成が望まれており、様々な環境活動への参加を促しながら、環境問題に興味を持ち、実践していく人材を育成していく必要があります。
- 市民アンケートでは、「自然環境を活用した環境活動」や「各種イベント」についても市民の重要度が高いことから、若年層の参加や体験を促し、実践活動を通じた環境教育や人材育成を行っていく必要があります。

○松江市生活環境保全功労者表彰

- 生活環境の保全意識の高揚と知識の普及を図ることを目的として、生活環境保全及び環境美化活動に貢献のあった個人又は団体を対象として、その功績をたたえ感謝の意を表し、毎年1回表彰を行っています。

■松江市生活環境保全功労者表彰



○環境活動への参加

- ホームページ、広報誌などを通じて様々な環境関連情報を提供し、環境保全活動への参加のきっかけづくりを行っています。
- 市民・事業者、NPO法人などにより様々な環境保全の取組が行われ、市民の環境保全活動への参加の入り口となっています。
- 「まつえ環境市民会議」「松江市生活環境保全推進員」「しまねエコライフサポーター」などによる環境美化活動、地球温暖化防止活動などの推進が図られています。

○松江市環境フェスティバル

- 環境について考えるためのきっかけづくり、環境活動に積極的に取り組む市民・事業者の活動発表の場などとして、平成5年度から令和元年度まで開催し、たくさんの市民が来場しました。

■図表 2-32 環境フェスティバルにおけるテーマと来場者数

年度	テーマ	来場者数
H28	みんなで創る環境社会 ～守ろう地球の未来～	8,000人
H29	みんなで創る環境社会 ～未来のために いま選ぼう～	7,000人
H30	みんなで創る環境社会 ～今 アクション 未来のために～	7,000人
R元	みんなで創る環境社会 ～守ろう、地域と地球の未来～	8,000人

■環境フェスティバルの様子



○国宝松江城から学ぶ環境学習会

- 松江市環境フェスティバルに代わる新しい環境イベントとして「国宝松江城から学ぶ環境学習会」を開催しました。この学習会は、美しい松江の環境を守っていく意識の継承や次世代の環境リーダーを育成するため、「国宝松江城」をテーマとした環境活動として企画されたものです。令和2年度は10月と2月に2回開催し、松江城の自然と歴史に関する講演会と城山公園のフィールドワークによる自然観察会を行いました。
- 松江城などの観光資源を活かしながら、歴史・文化・生活・インフラ・産業等々、様々な分野と環境との関わりを学び、松江市ならではの環境活動に取り組む姿勢を培う必要があります。

■環境学習会の様子



■環境学習会パンフレット

まつえ環境市民会議は、市民・事業者・行政が協力し、さまざまな環境活動を実施するために設立した市民組織です。誰もが参加意識を持って次世代にもつなげる環境活動を構築するため、「国宝松江城」をテーマとした活動に取り組む。美しい都市環境を守る意識の伝承や次世代リーダーの育成に努めます。

【期 日】 令和3年 **2月28日** (日)

【場 所】 松江歴史館、松江城山公園
松江歴史館・松江北公園前との間(動画配信可能な分限視聴)

【募集定員】 30名

【受講料】 無 料

【主 催】 まつえ環境市民会議

【共 催】 松江市・松江城を守る会

【日 程】 **【申込締切】**
2月10日(水)
(2月15日頃に決定通知書を送ります。)

13:30 開会

(第一部)

演題 松江城山の生きものたち

講師 松江市文化財保護審議会委員 佐藤 仁志 氏

生きものたちの生態系から豊かな自然環境について学習します。

(第二部)

(フィールドワーク)

松江歴史館から松江城山公園へ移動し、お堀にいるカモ類や都市公園で見られるような小鳥などを観察します。

16:00 閉会

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、イベント開催の可否を検討せざるを得ない場合があります。中止または延期の場合には、申込者には申込連絡先にご連絡を申し上げます。

お問い合わせ まつえ環境市民会議(松江市学園南1丁目20-43 環境センター内)
☎ 0852-25-0861

第二回

国宝松江城から学ぶ環境学習会

進行管理指標一覧

5-1. 「自然環境の保全・活用」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
			H26	R1	中間年度	最終年度
			数値	数値	数値	数値
水質保全	宍道湖(COD75%値)	mg/l	4.9	5.8	4.6 以下	4.6 以下
	中海(COD75%値)	mg/l	5.0	4.6	5.1 以下	4.4 以下
	河川の水質(BOD75%値)の目標達成 河川数 ※目標値:山居川 8.0mg/l, 馬橋川 5.0mg/l, 朝酌川 3.0mg/l, 忌部川上流 1.0mg/l, 忌部川下流 2.0mg/l	河川数	3	4	4	4
	堀川の水質(BOD75%値)	mg/l	2.2	1.9	2.0 以下	3.0 以下
	宍道湖の湖沼環境モニター 評価点数	点	63.9	69.5	—	80.0 以上
	中海の湖沼環境モニター 評価点数	点	77.4	71.9	—	80.0 以上
	水洗化(接続)率	%	92.6	93.9	—	93.2 以上
緑(森林・農地・公園)・水辺の確保	緑の森再生事業による植林面積 (累計)	ha	38.56	40.38	55.75 以上	120.00 以上
	市民一人あたりの都市公園面積	m ² /人	10.45	12.52	—	11.00 以上

5-2. 「循環型社会の構築」

*は速報値

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
			H26	R1	中間年度	最終年度
			数値	数値	数値	数値
清掃活動の推進	クリーンまつえ、ボランティア清掃など への参加者数	人	36,583	63,411	—	38,000 以上
ごみを減らそう 運動の推進	1人1日あたりのごみ排出量	g/人日	1,088	1,046 *	912 以下	992 以下
ごみの分別、 再使用・再生利用 の推進	リサイクル率	%	30.5	26.9 *	30.3 以上	34.0 以上
	ごみ分別ステッカー貼付枚数	枚	20,206	14,558	—	15,000 以下
	レジ袋有料化実施店舗数	店舗	42	42	67 以上	72 以上
	マイバッグ持参率	%	90.0	89.6	93.0 以上	93.0 以上

5-3. 「地球環境保全」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
			H26	R1	中間年度	最終年度
			数値	数値	数値	数値
二酸化炭素の排出抑制・吸収促進	緑の森再生事業による植林面積 (累計)(再掲)	ha	38.56	40.38	55.75 以上	120.00 以上
省エネルギーの普及促進	省エネルギータイプの家電製品への買換え割合	%	25.0	—	—	50 以上
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電の電力量	MWh	22,933 (H25)	61,541	—	45,800 以上
車社会への 取り組み	ハイブリッドカーの導入台数及びハイブリッドカーの占める割合	台	6,600	15,515	—	16,000 以上
		%	10.0	24.6	—	25 以上
環境にやさしい観光地づくり	レンタサイクル利用人数	人	4,635	1,106	6,000 以上	7,500 以上

5-4. 「市民参加」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
			H26	R1	中間年度	最終年度
			数値	数値	数値	数値
情報提供の推進	松江市の環境関連ホームページへのアクセス件数	件	14,755	20,248	24,000 以上	24,000 以上
環境教育の推進	環境関連施設の見学者数	人	12,828	6,247	—	14,000 以上
	小学校4年生を対象とした「省エネチャレンジシート」への取り組み割合	%	—	73.3	—	80.0 以上
活動推進組織・ネットワークづくり	環境保全を活動分野にしている市内のNPO法人数	法人	37	33	40 以上	50 以上

資料2. 環境をめぐる動き

年	世界・国
~H22 (2010) 年	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>(S50)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉ラムサール条約発効 <p>(S54)</p> <ul style="list-style-type: none"> • エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) 制定 <p>(S59)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 湖沼水質保全特別措置法 (中海宍道湖) <p>(H5)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境基本法制定 <p>(H6)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境基本計画閣議決定 <p>(H7)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉COP1 (ベルリン市) 開催 <ul style="list-style-type: none"> • 容器包装リサイクル法制定 <p>(H9)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉COP3 (京都市) 開催 <ul style="list-style-type: none"> • 環境影響評価法制定 <ul style="list-style-type: none"> • ハイブリッド車発売 <p>(H10)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地球温暖化対策推進法制定 <ul style="list-style-type: none"> • 家電リサイクル法制定 <p>(H12)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第二次環境基本計画閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> • 食品リサイクル法制定 <ul style="list-style-type: none"> • グリーン購入法制定 <ul style="list-style-type: none"> • 循環型社会形成推進基本法公布 </div> <div style="width: 48%;"> <p>(H13)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境省発足 <p>(H14)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉京都議定書締結 <ul style="list-style-type: none"> • 土壤汚染対策法制定 <ul style="list-style-type: none"> • 自動車リサイクル法制定 <p>(H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉京都議定書発効 <p>(H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中海宍道湖がラムサール条約湿地に登録 <ul style="list-style-type: none"> • 第三次環境基本計画閣議決定 <p>(H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「KODOMOラムサール (中海・宍道湖) 全国湿地交流」開催 <p>(H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉気候変動枠組条約第15回締約国会議開催 (COP15 デンマーク・コペンハーゲン) <ul style="list-style-type: none"> • エコカー補助金・減税創設 <ul style="list-style-type: none"> • 電気自動車販売開始 <ul style="list-style-type: none"> • 鳩山首相CO₂削減目標25%を宣言 <ul style="list-style-type: none"> • 海洋漂着物処理推進法制定 <p>(H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) が名古屋で開催 </div> </div>
H23 (2011) 年	<ul style="list-style-type: none"> • 3月11日東日本大震災発生 福島第一原子力発電所事故発生 • 〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第17回締約国会議開催 (COP17、南アフリカ・ターバン) • エネルギー政策の見直しと節電対策 (東日本大震災) • 再生可能エネルギー特別措置法成立
H24 (2012) 年	<ul style="list-style-type: none"> • 〈世界〉気候変動に関する国際連合枠組条約 第18回締約国会議開催 (COP18、カタール・ドーハ) • 第四次環境基本計画閣議決定 • 生物多様性国家戦略2012-2020閣議決定 • 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法) 公布 • 再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) 開始

島根県	松江市	
<p>(H9)</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県環境基本条例制定 (H11) 島根県環境基本計画策定 島根県環境影響評価条例制定 (H12) 島根県地球温暖化対策推進計画策定 (H14) しまね循環型社会推進計画策定 (H16) 島根県産業廃棄物減量税条例 しまねグリーン製品認定制度創設 宍道湖・中海第4期湖沼水質保全計画策定 (H17) 島根県「水と緑の森づくり税」創設 島根県地域温暖化対策協議会設立 (H18) 島根県環境基本計画改訂 (H20) 島根県地域新エネルギー導入促進計画策定 (H21) 宍道湖・中海第5期湖沼水質保全計画策定 (H22) 第6期島根県分別収集促進計画策定 島根県希少野生動植物の保護に関する条例制定 	<p>(H4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 松江市生活排水対策推進計画策定 (H17) 松江八束市町村合併 (H18) 松江市の生活環境の保全に関する条例制定 松江市きれいなまちづくり条例制定 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例制定 松江市環境基本計画策定 美化推進地域指定 (JR松江駅周辺、塩見縄手周辺) 一般廃棄物処理基本計画策定 循環型社会形成推進計画策定 可燃ごみ減量計画策定 ごみ袋有料化開始 松江市エコオフィス実践計画改訂 松江市地域省エネルギービジョン策定 ISO14001 認証取得 (市本庁舎・環境センター) 	<p>(H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「まつえ環境市民会議」設立 松江市緑の基本計画策定 美化推進地域指定 (青石畳通り周辺) 新ごみ処理施設建設工事開始 「まつえ環境市民会議」が地球温暖化対策地域協議会に登録 第5期松江市分別収集計画策定 (H20) 美化推進地域指定 (ヘルンの道周辺、けやき通り周辺) 松江市ごみ減量貯金箱事業開始 レジ袋削減推進協議会設立 可燃ごみ減量計画改訂 省エネ給湯器補助制度創設 (H21) ごみ減量貯金箱還元金交付事業開始 毎月10日ノーレジ袋デー設定 住宅用太陽光発電補助制度充実 (1kW当たり22,500円→92,500円)
<p>(H23)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期島根県環境基本計画策定 第2期しまね循環型社会推進計画策定 島根県地球温暖化対策実行計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 松江市・東出雲町合併 松江市環境基本計画改訂 第6期松江市分別収集計画策定 美化推進地域指定 (宍道湖公園線通り周辺) (JR宍道駅・八雲本陣、JR乃木駅周辺) レジ袋有料化開始 エコクリーン松江の供用開始 ごみの新分別開始 	
<p>(H24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 美化推進地域指定 (八重垣神社周辺) 松江市総合計画後期基本計画策定 松江市一般廃棄物処理基本計画策定 第7期松江市分別収集計画策定 第二次地域主権一括法により騒音・振動・悪臭規制区域の指定などの規制に係る権限が市に移譲 特例市に移行したことに伴い、水質汚濁防止法・土壌汚染対策法の権限が特例市に移譲 宍道湖水環境改善協議会の設立 	

年	世界・国
H25 (2013) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約 第19回締約国会議開催（COP19、ポーランド・ワルシャワ） ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・ 廃棄物処理施設整備計画閣議決定 ・ 京都議定書第1約束期間終了 ・ 小型家電リサイクル法施行 ・ 専門家会合により、「微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起のための暫定的な指針値」公表
H26 (2014) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約 第20回締約国会議開催（COP20、ペルー・リマ） ・ エネルギー基本計画閣議決定 ・ 生物多様性国家戦略閣議決定
H27 (2015) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <世界>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」記載のSDGs（持続可能な開発目標）が採択 ・ <世界>気候変動に関する国際連合枠組条約 第21回締約国会議 パリ協定採択（COP21、フランス・パリ） ・ 日本の約束草案（2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標）を国連に提出
H28 (2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <世界>パリ協定発効 ・ 地球温暖化対策計画閣議決定 ・ ZEB・ZEH補助金制度開始
H29 (2017) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀に関する水俣条約の発効 ・ 「水素基本戦略」策定 ・ 省エネ法改正
H30 (2018) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五次環境基本計画閣議決定 ・ 気候変動適応法公布 ・ 気候変動適応計画閣議決定 ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・ 熱中症環境保健マニュアル2018策定 ・ 海洋漂着物処理推進法制定
R1 (2019) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <世界>国連気候変動サミット開催（ニューヨーク） ・ <世界>G20大阪サミット開催 ・ <世界>G20適応と強靱なインフラに関するアクションアジェンダの採択 ・ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 ・ 「プラスチック資源循環戦略」策定 ・ 「海洋プラスチックごみアクションプラン」策定 ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律公布 ・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律公布 ・ 森林環境税及び森林環境譲与税が創設 ・ 森林経営管理制度スタート
R2 (2020) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ <世界>京都議定書第2約束期間終了 ・ <世界>パリ協定実施 ・ 「2050年カーボンニュートラル」を宣言 ・ 「脱ガソリン車化」に向けた検討を開始 ・ レジ袋有料化スタート

島根県	松江市
(H25) <ul style="list-style-type: none"> • 「改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編」を発行 • 湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量等に係る汚濁負荷量の規制基準施行 • 県内9カ所でのPM2.5常時監視体制確立 • 隠岐世界ジオパークの認定 • リユース食器の取組開始 • 島根県バイオマス活用推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 松江地域循環型社会形成推進地域計画策定
(H26) <ul style="list-style-type: none"> • 「改訂しまねレッドデータブック 2014 動物編」を発行 • 島根県産業廃棄物税条例制定 (H21の旧条例を廃止) 	
(H27) <ul style="list-style-type: none"> • 第6期宍道湖・中海湖沼水質保全計画策定 • 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画策定 • 自然環境整備計画 (国立公園整備事業) 策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 松江市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第1次総合戦略策定 • 松江市地球温暖化対策実行計画策定 • 美化推進地域指定 (佐太神社周辺、熊野大社周辺) • 中海宍道湖のラムサール条約湿地登録10周年 • 太陽光発電機器等導入促進事業補助制度創設、再生可能エネルギー機器導入促進事業補助制度創設 • 住宅用太陽光発電補助制度の変更
(H28) <ul style="list-style-type: none"> • 第3期しまね循環型社会推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 第8期松江市分別収集計画策定 • 松江の森づくり事業開始
(H29)	<ul style="list-style-type: none"> • 松江市総合計画改定 • 島根半島・宍道湖中海ジオパークが日本ジオパークに認定 • 松江市一般廃棄物処理基本計画改定
(H30) <ul style="list-style-type: none"> • 島根県災害廃棄物処理計画策定 • 島根県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定 • 環境保全施設整備計画 (国立公園整備事業) 策定 • 自然環境整備計画 (国定公園等整備事業) 策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 中核市に移行 (産業廃棄物対策や大気汚染防止対策を市で実施) • ごみ処理手数料等の改定 • 松江市災害廃棄物処理計画策定 • 松江市地産地消推進行動計画策定
(R1) <ul style="list-style-type: none"> • 第9期島根県分別収集促進計画策定 • 島根県生活排水処理ビジョン (第5次構想) 策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 第9期松江市分別収集計画策定 • 再生資源集団回収事業の開始 • 松江市農林水産業振興計画策定 • 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画策定
(R2) <ul style="list-style-type: none"> • 島根県宍道湖流域下水道事業経営戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 松江市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2次総合戦略策定 • COOL CHOICE宣言を表明 • 2050年ゼロカーボンシティ宣言を表明 • 中海宍道湖のラムサール条約湿地登録15周年 • 松江市一般廃棄物処理実施計画策定 • 松江市みどりの基本計画改定

資料3. 計画策定経緯

■松江市環境基本計画策定基礎調査業務（市民アンケート）の実施

- 市民の環境に関する意識や行動を調査し、次期環境基本計画策定の基礎的資料を得るためのアンケート調査を実施した。
- 調査期間：令和2年1月31日～令和2年2月14日
- 対象者：住民基本台帳から、1,500人を無作為に抽出
- 回収数：609通（回収率40.6%）
⇒ 調査結果等、詳細は「別冊2 市民アンケート編」をご覧ください。

■松江市生活環境保全審議会における審議

項目	日時	審議事項等
第1回	令和2年 12月10日(木)	・ 諮問 「松江市環境基本計画」について ・ 松江市環境基本計画の策定について
第2回	令和3年 1月29日(金)	・ 松江市環境基本計画の策定について
第3回	令和3年 3月4日(木)	・ 松江市環境基本計画の策定について
第4回	令和3年 3月30日(火)	・ 松江市環境基本計画の策定について

■松江市生活環境保全審議会への諮問

環 政 第 42 号

令和 2年12月10日

松江市生活環境保全審議会

会 長 松 本 一 郎 様

松江市長 松 浦 正 敬



「松江市環境基本計画」について（諮問）

松江市の生活環境の保全に関する条例第22条第2項の規定に基づき、「松江市環境基本計画」の策定について貴審議会の意見を求めます。

■松江市生活環境保全審議会より答申

令和 3年 3月30日

松江市長 松浦正敬 様

松江市生活環境保全審議会
会長 松本一郎



「松江市環境基本計画」について（答申）

令和2年12月10日付け環政第42号により諮問のあった「松江市環境基本計画」について、意見をとりまとめ審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

1. 松江市環境基本計画（案） 別添のとおり

■松江市生活環境保全審議会 委員名簿

(任期：令和2年11月1日～令和4年10月31日)

50音順

役 職	氏 名	所 属
委員	あべ よし てる 安 部 吉 輝	松江市町内会・自治会連合会 監事
委員	おかざき やす ゆき 岡 崎 泰 幸	松江工業高等専門学校 助教
委員	くわばら まさ き 桑 原 正 樹	宍道湖漁業協同組合 参事
○副会長	せざき て る ゆき 瀬 崎 輝 幸	まつえ環境市民会議 代表
委員	そ た よ う こ 曾 田 洋 子	J Aしまねくにびき女性部 副部長
委員	ふ く い は る こ 福 井 晴 子	一般公募
委員	ふじはら ひ と み 藤 原 人 美	松江NPOネットワーク
委員	ま つ い も え 松 井 萌	一般公募
委員	まつうら とし ひ こ 松 浦 俊 彦	松江商工会議所 専務理事
◎会長	まつもと い ち ろ う 松 本 一 郎	島根大学大学院教育学研究科 教授

計10名

松江市環境基本計画 2021-2025

令和 3(2021)年 3 月 策定

〈お問い合わせ〉 松江市 環境保全部環境政策課
〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目 20 番 43 号
TEL : 0852-55-5278
FAX : 0852-55-5497
E-mail : k-seisaku@city.matsue.lg.jp